## 福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の概要

## 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請に 全期間においてご協力いただいた事業者の皆様に対して、協力金を支給します。

## 実施内容

要請期間	令和3年8月11日(水)から令和3年8月24日(火)まで(14日間)	
対象区域	県内全域	
対象施設	食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得している店舗 ※「ふくい安心・安全飲食店認証制度」の認証店(申請中を含む)を除く(自主的に時短を実施した場合は協力金を支給) ※従来から、20時から翌朝5時までの間に営業している店舗に限る ※宅配・テイクアウト、イートイン、ネットカフェ等は対象外	
要請内容	5時から20時までの時間短縮営業(酒類の提供は19時までに限る) ※要請の全期間において時間短縮営業を行っていただく必要があります。	
	<中小企業等(売上高方式)>	<b>&lt;大企業(売上高減少方式)&gt;</b> ※中小企業等も選択可能
協力金額	前(々)年度の 1日当たりの売上高 1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額 前(々)年度からの1日当たりの売上高減少額の4割
	8万3,333円以下 (年間約3,000万円以下) 2万5,000円	<b>  上限額</b> 次の(ア)または(イ)のいずれか低い方
	8万3,334円〜25万円 (年間約3,000万円〜約1億円) 前(々)年度の1日当たりの売上高の3書	
	25万円超 (年間約1億円超) 7万5,000円	(ア)20万円 (イ)前(々)年度の1日当たりの売上高の3割
見回り	り 要請期間中、感染予防徹底などを呼びかけるため、見回り活動を実施	

## 問い合わせ先

福井県時短要請コールセンター TEL 0776一20-0766

<9時~17時(土日祝を含む) 8月7日(土) 開設>